

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

申立人本人の抗告趣意に引用する判例は、非常上告に関するもので、事案を異にし、本件に適切でなく、従つて、判例違反の主張は前提を欠き、その余は、憲法三一条違反をいう点もあるが、その実質は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて、いずれも刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

なお、原判決裁判所が、少年であつた申立人を成人と誤認したため、家庭裁判所を経由しないで提起された公訴を受理し、かつ、定期刑を科したことが申立人に不利益であるとしても、かかる事由は、刑訴法四三五条六号の再審理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文とおり決定する。

昭和四三年七月二十四日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	奥	野	健	一
裁判官	草	鹿	浅	之 介
裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	石	田	和	外
裁判官	色	川	幸	太 郎